

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(武蔵府中税務署長)

平成28年11月17日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年5月27日判決、本資料266号-81・順号12859)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	永島 孝明 安國 忠彦 朝吹 英太郎 安友 雄一郎 野中 信宏
被控訴人	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	金田 勝年 武蔵府中税務署長 篠田 敏
同訴訟代理人弁護士	岸 秀光
同指定代理人	羽鳥 裕士 寺本 大介 三宅 明夫 宮川 大 岩間 真希

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 武蔵府中税務署長が控訴人の平成23年分の所得税の更正の請求に対して平成25年10月8日付けでした更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、①国立大学法人A大学(以下「大学法人A大学」という。)の設置するA大学の教授である控訴人は、大学法人A大学の成立前に国に対して特許を受ける権利を譲渡した、②その後当該権利について特許が付与され、大学法人A大学は、同特許権を譲渡して収入

を得た、③控訴人は、これを契機として大学法人A大学から受領した5544万0444円(以下「本件金員」という。)を雑所得に該当するとして平成23年分の所得税の確定申告をした、④その後、控訴人は、本件金員は一時所得に該当するから、総所得金額の計算に際し、本件金員から特別控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額をもって計算すべきであるとして、更正をすべき旨の請求をした、⑤処分行政庁である武蔵府中税務署長が控訴人に対し平成25年10月8日付けで更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)をした、⑥しかし、本件通知処分は違法であると主張して、武蔵府中税務署長の所属する被控訴人に対し、本件通知処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、本件金員は雑所得に該当するから、これを前提にされた本件通知処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が原判決を不服として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、本件通知処分の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張並びに争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

原判決を次のとおり補正し、次の3のとおり、当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

6頁7行目から8行目にかけての「役員」を「役員会」に、10頁25行目の「労務その他役務又は資産」を「労務その他の役務又は資産」にそれぞれ改める。

3 当審における控訴人の補充主張

所得税法34条1項にいう「資産の譲渡の対価としての性質」を有する所得とは、当該所得と一定の関係がある事実が存在するというだけでは足りず、少なくとも当該所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実が存在することが必要であると解するのが相当である。原判決のように、「資産の譲渡の対価としての性質」を有する所得を、資産の譲渡と反対給付の関係にあるような給付に限られるものではなく、資産の譲渡と密接に関連する給付であってそれがされた事情に照らし偶発的に生じた利益とはいえないものも含まれると解するのは、一時所得の射程範囲を自由な裁量で狭く解釈することができることになり、処分行政庁に一般的白紙的委任をするのと同じであって、課税要件明確主義に反する。

本件金員の支払に至るまでには、控訴人が国に対して本件各発明に係る特許を受ける権利を無償譲渡した後に、本件各発明に係る本件各特許の成立、効力の存続、大学法人A大学による本件各特許の価値の発見、Bという譲渡先の発見、譲渡交渉の成功、大学法人A大学の裁量による支払という一連の偶発的事実が介在しており、所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実などは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件金員は雑所得に該当するから、これを前提にされた本件通知処分は適法であるので、控訴人の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正し、次の2のとおり、当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1のとおりであるから、これを引用する。

原判決20頁23行目から24行目にかけての「多額のものであること」の次に「、大学法人A大学が控訴人に本件金員を支払ったのは平成23年4月15日であるが、大学法人A大学が本件各発明の功績により控訴人を表彰したのは同年12月26日になってからであったこと(甲21、22)」を加える。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

控訴人は、①所得税法34条1項にいう「資産の譲渡の対価としての性質」を有する所得とは、当該所得と一定の関係がある事実が存在するというだけでは足りず、少なくとも当該所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実が存在することが必要であると解される、②本件金員の支払に至るまでには一連の偶発的事情が介在しており、所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実などは認められないと主張する。

しかし、所得税法34条1項にいう「資産の譲渡の対価としての性質」を有する所得とは、当該所得と一定の関係がある事実が存在するというだけでは足りず、少なくとも当該所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実が存在することが必要であると解したとしても、上記1で引用する原判決が説示するとおり、本件金員の支払に至るまでの経緯によれば、控訴人が国に対して本件各発明に係る特許を受ける権利を無償譲渡したからこそ、国から当該権利又は当該権利に係る特許権を承継した大学法人A大学は、本件各発明に係る本件各特許をBに譲渡してその対価を取得することができ、これを契機に控訴人の貢献を考慮し当該対価を原資として発明者に対する補償金として控訴人に対し本件金員を支払ったのであるから、控訴人主張の事情を考慮しても、本件金員に係る所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実の存在が認められる。控訴人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 菊池 洋一

裁判官 佐久間 政和

裁判官 鈴木 正紀